

(案)

米子市子どもの読書活動推進ビジョン  
(第4次計画)

令和4年3月  
米子市教育委員会

## 目次

はじめに	… 1
第1章 計画の策定にあたって	… 2
1 子どもの読書活動推進の理念	… 2
2 子どもの読書活動を取り巻く状況	… 2
3 計画策定の目標・位置付け	… 3
（1） 計画策定の目的	… 3
（2） 計画策定の位置付け	… 3
4 計画の対象及び期間	… 3
（1） 計画の対象	… 3
（2） 計画の期間	… 4
第2章 第3次計画の取組状況と課題	… 4
1 家庭の取組と課題	… 4
2 地域の取組と課題	… 5
2.1 市立図書館の取組と課題	… 5
2.2 児童文化センターの取組と課題	… 7
2.3 なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）・児童館の取組と課題	… 8
2.4 公民館の取組と課題	… 8
2.5 子育て支援センターの取組と課題	… 9
3 学校等の取組と課題	… 9
3.1 学校の取組と課題	… 9
3.2 幼稚園・保育園・認定こども園の取組と課題	… 9
4 障がいのある子どもたちへの取組と課題	…10
第3章 推進のための具体的方策	…11
1 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進	…11
1.1 家庭における子どもの読書活動の推進	…12
1.2 地域における子どもの読書活動の推進	…12
1.2.1 市立図書館における読書活動の推進	…13
1.2.2 児童文化センターにおける読書活動の推進	…14
1.2.3 なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）における読書活動の 推進	…14
1.2.4 公民館における読書活動の推進	…15

1.2.5 子育て支援センターにおける読書活動の推進	…15
1.3 学校における子どもの読書活動の推進	…15
3 子どもの読書活動に関わる人材の育成	…16
4 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発	…16
資料1 子どもの読書活動の推進に関する法律	…17
資料2 文字・活字文化振興法	…20

## はじめに

子どもの読書活動は、生涯にわたる人間形成の基礎となる部分であり、言語、感性、表現力、想像力養うためにも欠かすことができないものとなっている。

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律 154 号)」が成立した。平成 14 年 8 月には、この法律に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。

国においては平成 30 年 4 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本な計画(第四次計画)」を策定した。これを受けて鳥取県は、「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン(第 4 次計画)」を策定し、子どもの読書活動の取組や方向性を示した。

国や鳥取県の考え方を踏まえて、米子市では平成 18 年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定した。その後、平成 24 年度に、「米子市子どもの読書活動推進ビジョン(第 2 次計画)」を策定し、平成 29 年度には、「米子市子どもの読書活動推進ビジョン(第 3 次計画)」した。

このたびの計画は、第 3 次計画の成果と課題を振り返り、改めて子どもの読書活動推進に関わる施策の方向性を明記した。今後は、本計画に基づき、子どもたちの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校等をはじめとする関係機関と連携しながら各施策を展開していきたいと考えている。

令和 4 年  
米子市教育委員会

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 子どもの読書活動推進の理念

国は、「子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律154号)」を制定し、読書活動の推進に関し基本理念を制定され、国、地方団体は、積極的に環境整備を進めていく責務を明らかにしている。

「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであること」とし、「全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進されなければならない」とうたっている。

### 2 子どもの読書活動を取り巻く状況

我が国においては少子高齢化の進展に加え、人口減少社会の到来という歴史的な転換期を迎え、核家族化とも相まって、家庭や地域において子どもたちの成長を支える基盤が弱くなってきた。

また、スマートフォンやパソコンをはじめとする情報通信技術(ICT:Information and Communication Technology)の進展と普及がめざましく、子どもを取り巻く環境が大きく変化した。電子書籍元年と言われた平成22年以降、ICT機器を利用した新しい形の読書も普及し始めたところだが、メール、インターネット、SNS(Social Network Service)を利用するなど、環境の変化による子どもの読書離れが懸念されている。生活環境の変化や乳幼児期からの読書習慣の未形成などを要因とした読書離れも指摘されている。

このような状況の中、国では、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)を制定した。この法律は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とするものである。また、平成14年8月には、この法律に基づき、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画である「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。さらに、平成20年3月には第二次基本計画を策定し、平成25年5月に策定した。平成30年4月には第四次基本計画を策定し現在に至っている。

これを受けて鳥取県は、「鳥取県教育振興基本計画」を定め、「自立して心豊かに生きる 未来を創造する 鳥取県の人づくり」を基本理念として教育施策の推進に努めるとともに、子どもの読書活動の推進については「子どもの読書活動推進ビジョン」(第1次:平成16年度から平成20年度、第2次:平成21年度から平成25年度、第3次:平成26年度から平成30年度)を策定し、様々な取組を積極的に行ってきました。

米子市では、国や鳥取県の考え方を踏まえ、平成18年度に「米子市子どもの読書活動推進ビジョン」を策定し、その後、平成24年6月に第2次計画、平成29年3月に第3次計画を策定した。

このたびの計画では、第3次計画の成果と課題を振り返り、改めて施策の方向性を明記した。

### 3 計画策定の目的・位置付け

#### (1) 計画策定の目的

子どもにとっての読書活動は、子どもが成長していく上で必要な読解力、想像力、思考力、表現力等を育み、心を豊かにし、自己を形成する上で、欠くことのできないものであり、とても重要な役割を持っている。

教養、価値観、感性などを豊かにするなど、人間形成にも大きな役割を持っている。このように、計り知れない価値を持っている子どもの読書活動は、幼い頃から習慣化することが大切である。

そのためには、子どもの保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていくことが必要となる。すべての子どもがいろいろな場所や機会において、自主的、自発的に取り組むことができる子どもの読書活動を、米子市全体として取り組んでいく。米子市では、次の4項目を基本目標として、子どもの読書活動を推進することとする。

- ア 家庭・地域・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における子どもの読書活動の推進
- イ 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実
- ウ 子どもの読書活動に関わる人材の育成
- エ 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

#### (2) 計画策定の位置付け

平成24年10月に、米子市教育委員会が策定した、「米子市教育振興基本計画」においては、「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学びのあるまち米子」という目指すべき教育理念のもと、その中で4つの基本目標の一つに、「学ぶ楽しさのあるまち」を掲げ、さらに基本施策として「子どもの読書活動の推進」を定めている。

### 4 計画の対象及び期間

#### (1) 計画の対象

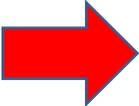
本計画では、おおむね18歳以下の全ての子どもを対象とする。

- ア 乳児
- イ 幼児
- ウ 小学生
- エ 中学生・高校生
- オ 支援が必要な子ども

## (2) 計画の期間

本計画は、令和4年度を初年度とし、令和8年度を目標とする、5年の計画とする。ただし、計画期間中であっても、子どもの読書環境の変化、社会経済状況の変化、市民のニーズ、国や鳥取県の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

### 【計画のスケジュール】

	R3年度 (目標年度)	R4年度 (初年度)	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度 (目標年度)	
米子市子どもの読書活動推進ビジョン (第4次計画)	 調査 評価						調査 評価
				点検	調査 点検 評価		

## 第2章 第3次計画の取組状況と課題

第3次計画の取組状況等について、市立図書館をはじめとして家庭や地域における子どもの読書活動の推進を図るための4つの政策ごとに総括し、第4次計画の取組に反映させることとする。

### 1 家庭の取組と課題

特に家庭では、保護者の子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与える。また、乳幼児期は、大人の子どもの語りかけや、絵本の読み聞かせなどによって親子のきずなが深まり、本と親しむことによって、子ども読書活動の基礎がつけられていくので、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を提供するため、読書活動の推進において重要な役割を果たしている。

子どもが読書習慣を身に付けるには、乳幼児期から日常的に本と親しむことがとても大切である。幼少期から絵本に親しむ機会が少ないなどの理由から読書習慣が身につかないまま成長し、読書離れとなる場合も多いため、保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、積極的に関わっていく必要がある。また、塾や習い事などによって、家庭での時間のゆとりをもって過ごすことが減少傾向にあることも心配される。

または、インターネット、スマートフォン、ケータイ等の情報メディアが、日常生活に浸透したことが、読書離れの一因となっていると考えられる。近年、急速に普及している「電子書籍」を読書活動の推進に活用することも検討課題である。

## 2 地域の取組と課題

### 2.1 市立図書館の取組と課題

市立図書館は、読書の専門機関であり、積極的な読書活動計画の推進・支援が求められている。

	取組状況	
(1)	レファレンス、読書相談に積極的に対応した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校図書館からのレファレンス件数(小・中合計)</li> <li>H29・・・909 件</li> <li>H30・・・801 件</li> <li>R1 ……810 件</li> <li>R2 ……895 件</li> </ul>
(2)	図書館ガイダンスとして、図書館の使い方、本の調べ方などの説明に努めた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パンフレット配布及びホームページに利用案内を掲載。</li> <li>・子ども用の利用案内パンフレットを見学に来た小学生に配布。</li> </ul>
(3)	ヤングアダルトコーナーを充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤングアダルトコーナー図書数</li> <li>H29・・・3,720 冊</li> <li>H30・・・4,013 冊</li> <li>R1 ……4,403 冊</li> <li>R2 ……4,776 冊</li> <li>・「中学生・高校生の本 100 選」をホームページ上で紹介。</li> </ul>
(4)	今後も移動図書館車の巡回及び貸出文庫によって市内全域へのサービスに努めた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回駐車場数</li> <li>H29 実績・・・4 コース 17 ヶ所</li> <li>R3 現在・・・4 コース 17 ヶ所</li> <li>・個人貸出冊数(詳細データがないため総数表記)</li> <li>H29・・・12,137 冊</li> <li>H30・・・10,546 冊</li> <li>R1 ……10,430 冊</li> <li>R2 ……10,179 冊</li> </ul>
(5)	創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会をつくった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県ジュニア司書養成講座</li> <li>・こどものための論語教室</li> <li>・POP コンテスト</li> <li>・西部地区小中学校研究発表会</li> <li>・各種おはなし会</li> <li>・ぬいぐるみおとまり会</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ふるさと米子探検隊」の発行</li> <li>・小学生の館内見学の受け入れ</li> </ul>
(6)	子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催した。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども読書活動推進事業の実施 (H29) くすのきしげのり氏講演会 (H30) しまだようこさん親子講演会 (R1) しまだようこさんクリスマスおはなし会 (R2) 開館 30 周年記念講演会「子どもとともに絵本の時間」 (R3) いわむらかずお講演会「絵本づくり 50 年」</li> </ul>
(7)	他市町村の図書館、学校、幼稚園、保育所、児童文化センターなどの子ども読書活動に関わる関連施設との情報交換及び連携を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県公共図書館協議会などの場で情報交換。</li> <li>・学校図書館教育研究会（学校教育課主催）に参加協力。</li> <li>・学校図書館図書職員研修会に講師として参加。</li> </ul>
(8)	今後も学校図書館に対して、リクエスト貸出及び長期貸出について、新鮮かつ豊富な資料を提供できるよう努めるとともに、研修会などにおいて人的支援を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リクエスト貸出冊数（小学校/中学校） H29・・・7,923 冊 (4,849 冊 / 3,074 冊) H30・・・7,790 冊 (5,171 冊 / 2,619 冊) R1・・・7,140 冊 (4,892 冊 / 2,248 冊) R2・・・8,200 冊 (5,262 冊 / 2,938 冊)</li> <li>・長期貸出冊数（小学校のみ） H29・・・11,640 冊 H30・・・12,280 冊 R1・・・12,520 冊 R2・・・12,640 冊</li> </ul>
(9)	県立図書館等と連携して、情報交換会や研修会へ参加し、司書の資質の向上に努めた。コロナ禍以降は、オンライン参加などの新たな試みも行った。	

赤ちゃんに絵本を手渡すブックスタート事業を継続し、保護者が赤ちゃんに向き合い乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごすための環境を引き続き整備すると必要がある。また、ブックスタート事業に続き、セカンドブック、サード

ブックなどのブックスタートフォローアップ事業について調査、研究を行うとともに、ブックスタート絵本や市立図書館の活用について啓発することが求められている。

セカンドブックなどのブックスタートフォローアップ事業については、実施候補が1歳6か月児検診・3歳児検診の場となるが、保護者アンケートで、検診にかかる時間を短くしてほしいとの要望が多く出ている。また、事業課（健康対策課）においてもコロナ禍で滞在時間を短くするため工夫しているところである。新たにブックスタートフォローアップ事業を実施する場合、現状の体制では時間的に困難だという課題がある。

## 2.2 児童文化センターの取組と課題

	取組状況																
(1)	子どもと保護者が一緒に楽しめる読書環境づくりに努めた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「えほんとわらべうた」毎週水曜日実施。</li> <li>・「お話会」月3回実施 (ボランティア団体との共催あり)</li> <li>・図書室のレイアウトを一新し、環境づくりを実施。</li> </ul>															
(2)	ボランティアと連携して、「おはなし会」などのサービスを行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催事業「おはなしひろば」毎月第3土曜日実施。</li> <li>・共催事業「おはなしのへや」(主催：朗読ボランティア火曜の会)毎月第2日曜日実施。</li> <li>・共催事業「だくちるおはなしかい」(主催：おはなしグループだくちる)毎月第4土曜日実施。</li> </ul>															
(3)	妊婦対象に「おはなし(マタニティプラネタリウム)会」を実施し、家庭での読書環境づくりの啓発を図った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マタニティプラネタリウム事業による絵本の読み聞かせの実施。</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>H29</td> <td>年4回</td> <td>参加者62名</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>年2回</td> <td>参加者57名</td> </tr> <tr> <td>H31</td> <td>年2回</td> <td>参加者21名</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>年2回</td> <td>参加者17名</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>年4回</td> <td>予定</td> </tr> </table>	H29	年4回	参加者62名	H30	年2回	参加者57名	H31	年2回	参加者21名	R2	年2回	参加者17名	R3	年4回	予定
H29	年4回	参加者62名															
H30	年2回	参加者57名															
H31	年2回	参加者21名															
R2	年2回	参加者17名															
R3	年4回	予定															
(4)	就学前児童の読書環境を整えるため、幼稚園、保育所への団体貸出を強化し、保育士および保護者に読書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体貸し出しの実施(随時)</li> <li>・団体指導 保育士研修会へ講師として参加</li> </ul>															

	への関心の啓発を図った。	(H29) ・絵本・わらべうたについての講演会 ・市内保育園・幼稚園・子育てサークルに講師として参加 (H29・H30・H31・R2・R3)
(5)	移動図書館車の巡回による図書の提供を行った。	・図書巡回車「おおぞら号」による市内小中学校の特別支援学級への巡回。 <貸出冊数> H29・・・29校 合計 6,566 冊 H30・・・29校 合計 6,055 冊 H31・・・29校 合計 6,319 冊 R2・・・29校 合計 3,456 冊 R3・・・26校 予定
(6)	市立図書館、学校図書館等の関係機関との間での相互貸借をはじめとする連携・協力を努めた。	・団体貸出、レファレンスの実施。(随時) ・学校図書職員研修会に参加協力。
(7)	市立図書館等と連携して、情報交換や研修の機会を設け、司書の資質の向上を図った。	

### 2.3 なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）・児童館の取組

- (1) 週1回から2回程度、指導員による読み聞かせを行っている。
- (2) 団体貸出を利用して読書環境の充実に努め、児童の読書への興味関心を高めるとともに読書の機会を提供した。

活動時間が短いため、十分なサービスができない場合があることが課題である。

### 2.4 公民館の取組

- (1) 読書ボランティアによる読み聞かせを行っている。
- (2) 地域で活動している読み聞かせサークルの方や鳥取県の子ども読書アドバイザーと連携をはかり、読書活動の支援を実施した。
- (3) 蔵書数が少ないため、市立図書館の移動図書館車による巡回サービスや児童文化センター等の団体貸出を活用している。

公民館では図書購入費を予算措置しておらず、図書の充実に努めることが難しいことが子どもの読書活動推進の課題となっている。

## 2.5 子育て支援センターの取組

- (1) 毎日、複数回、絵本の読み聞かせや絵本の読み方の紹介を行っている。
- (2) 子育てサークルの定例会等に出かけて行き、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、大型紙芝居などを行っている。

蔵書数が少ないなど、十分なサービスが提供できていない場合がある。

## 3 学校等の取組と課題

### 3.1 学校の取組と課題

- (1) 主体的な学習に対応するため、学習情報センターとしての機能の充実や活用に努めるとともに、読書の喜びや楽しさを感じさせ、豊かな心や感性を育成する。各教科の領域や指導とリンクした図書館の活用を行った。
- (2) 小・中学校の「朝の読書」や図書資料を活用した調べ学習を継続し、読書の幅を広げ、質を高める取組の充実を図った。
- (3) 学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせ等を推進するとともに教職員による読み聞かせイベントを実施した。
- (4) 学校の授業等の機会を捉え、ボランティアによる読み聞かせなどを推進した。その際には、市立図書館から貸し出しを受けた学校図書も活用した。
- (5) 家庭と連携した「ノーテレビデー」や「家読（うちどく）」の取組の充実に努めた。

令和2年度より、学校司書の夏休み中の勤務が可能となった。学校図書館を夏休み中に地域の子ども（公民館、なかよし学級などを利用する子ども）に利用を開放することで、読書活動の推進を図れる環境が整った。夏休み中の学校図書館開放が課題となっている。

### 3.2 幼稚園・保育所・認定こども園の取組と課題

- (1) 発達にあった絵本を選び、子どもたちが絵本やおはなしを理解し、楽しさを感じられるように読み聞かせを実施し、本に親しむ機会を提供した。
- (2) 子どもたちに色々な分野の絵本に触れさせることで知識を得たり、人の気持ちを感じたりする経験から、言語・表現活動の充実に役立つ保育を実践した。また、絵本の貸出をつうじて家庭と連携を図り、心豊かな感性を育成した。
- (3) 講演会の開催やおたよりの発行などを通じて、絵本の楽しさを伝える啓発活動を実践した。

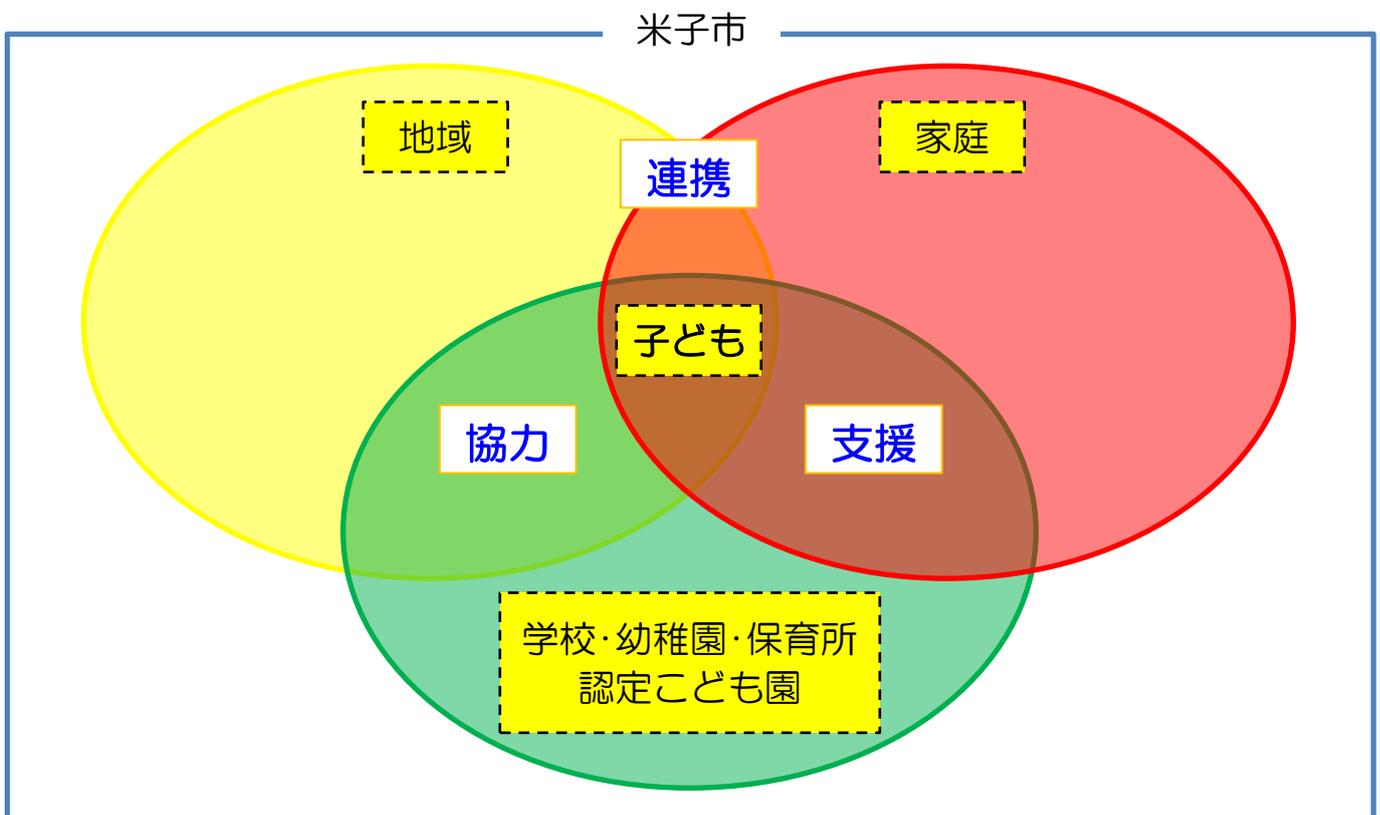
乳幼児期の親子の絆を深めるために絵本の貸出を行っているが、家庭での読書活

動には差が見られる。市立図書館や児童文化センターとの連携が少ないことが今後の課題である。

#### 4 支援が必要な子どもたちへの取組と課題

- (1) 子どもの特性を理解し、集中できる環境を整えて絵本の読み聞かせを実施した。(子育て支援課)
- (2) 児童文化センターの「おおぞら号」の巡回を活用した、支援が必要な子どもの読書活動の充実を図った。(学校教育課)
- (3) 特別支援学校の図書館見学等を積極的な受け入れをした。(市立図書館)
- (4) 鳥取大学医学部附属病院院内学級へ出張読み聞かせを行った。また、市内の希望する小児科医院に対して図書を選書し、団体貸出を行っている。
- (5) 点字図書などの資料を収集し、音声読書機、拡大読書機などの機器を整備し、子どもたちへの読書活動の支援を行っている。(市立図書館)

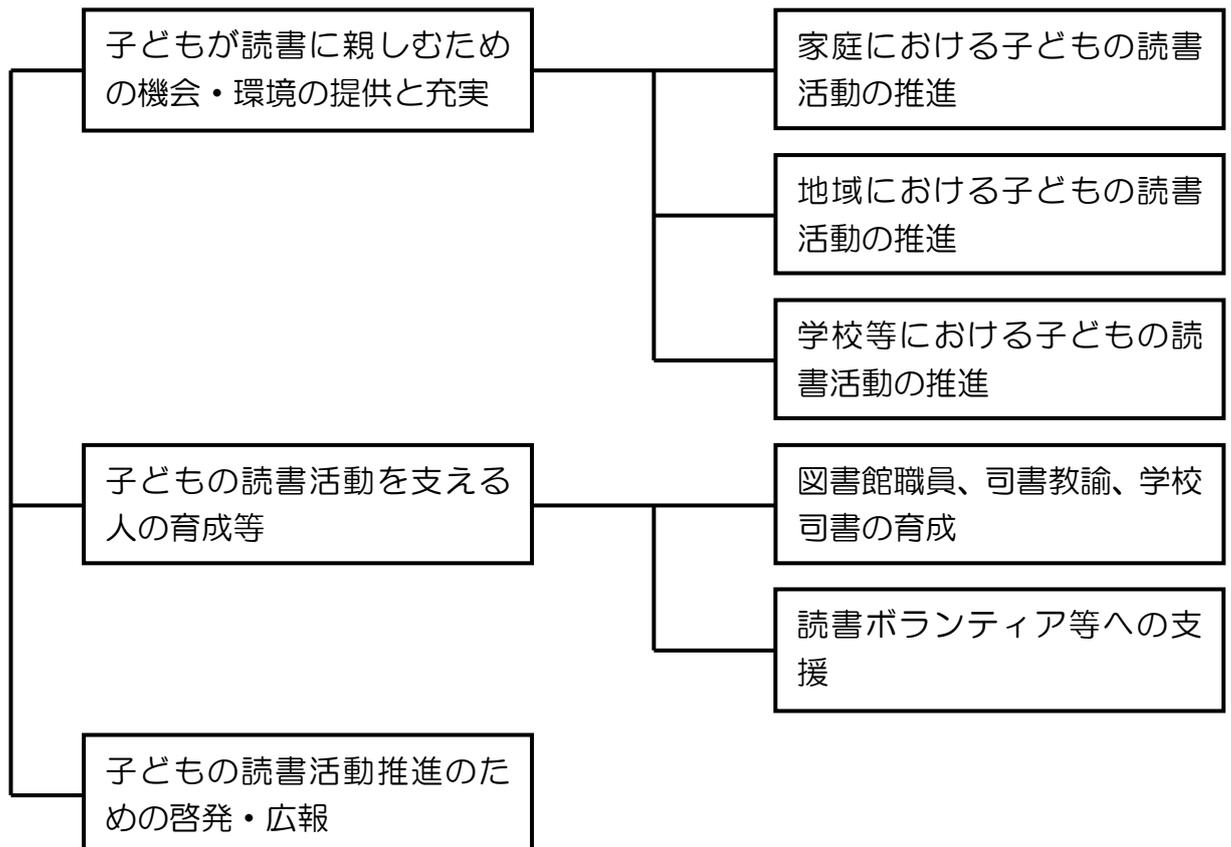
#### 子どもの読書活動推進ビジョン推進体制図



### 第3章 推進のための具体的方策

子どもの成長段階に応じた取組を始め、以下の施策に基づいて子どもの読書活動の推進に取り組む。

#### 子どもの読書活動推進ビジョン施策の体系図



#### 1 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

子どもたちが日々の生活の中で読書をする姿が当たり前となることを目指し、家庭・地域・学校等が子どもの読書に親しむ機会の充実を図り、子どもの読書活動の習慣化に向けた取組を推進する。

## 1.1 家庭における子どもの読書活動の推進

子どもが読書習慣を身に付けるには、乳幼児期から日常的に本と親しむことがとても大切である。そのためには、保護者や周囲の大人が読書の重要性を理解し、関わっていくことが必要となる。特に家庭では、保護者の子どもの読書への関わり方が子どもの読書活動へ影響を与えていると言われている。また、乳幼児期は、大人の子どもの語りかけや、絵本の読み聞かせなどによって親子の絆が深まり、本と親しむことによって、子ども読書活動の基礎が作られていく。

米子市では、子どもの発達段階に応じて読書に親しむ機会を提供するため、読書活動の推進に取り組む。

### (1) 子どもを取り巻く大人の支援

これから大人になる人、乳幼児の保護者向けに、親子のスキンシップの一つとして、絵本の読み聞かせなどを学ぶ学習講座を開催して本に親しむ環境を作る。

### (2) ブックスタートの取組

乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート事業を継続し、保護者が赤ちゃんと向き合い、乳幼児期から絵本を通して、ふれあいの時間を過ごせるよう取り組む。

### (3) 家庭での読書活動の支援

おすすめの本リストの作成・配布や出前講座等を開催する。絵本選びの参考となる資料の充実など、保護者等の大人に向けた働きかけ、家庭での読書活動を支援する。

### (4) 読み聞かせの取組

子どもの読書に関する関心を引き出し、絵本や物語に親しみ、読書活動の習慣化を図ることができる。

### (5) 親子が参加できるイベントの開催

市立図書館の児童コーナーでは、読書ボランティアの協力を得ながら、定例の「おはなし会」を開催する。「子ども読書の日」や「図書館まつり」等の行事においても「おはなし会」や「絵本づくり」などの親子で参加できる催しを積極的に開催する。

## 1.2 地域における子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、本の世界を楽しみながら個性を伸ばし、想像力を養っていけるよう、市立図書館は、選書や各種サービスによって、読書環境の整備、充実に努めるとともに、子どもたちが読書活動を習慣とし、自由に読書活動を行うことができるよう支援を行う。

児童文化センター、なかよし学級、児童館、公民館、子育て支援センター、地域の子育てサークル等の子どもに身近な施設や法人で、おはなし会読み聞かせ等を行い、本に親しむ機会の提供に努める。

### 1.2.1 市立図書館における読書活動の推進

読書の専門機関として、子どもの読書活動推進のため、専門的人材の育成を含め、様々な取組を行い、計画の推進と支援を行う。

図書館では児童書の核である基本書を中心に、長い間子どもたちに受け継がれた絵本や物語から、興味や関心に応え、知識を深める図鑑等のノンフィクションに加え、人気の本や流行の本など幅広い蔵書を持つ図書館として、児童書、ヤングアダルト（YA）向け図書のさらなる充実を図る。

乳幼児向けおはなし会や幼児から小学校低学年を対象としたおはなし会を定期的に行う。また、三季休（夏休み・冬休み・春休み）等に小学校中学年・高学年向けのおはなし会を開催し、さまざまな年齢の子どもがおはなし会を楽しめる機会を提供する。

また、「子ども読書の日」や「図書館まつり」等の行事を活用して、図書館への来館を促し、読書意欲を高める環境を整備し、読書が子どもたちにとって魅力のあるものとなるように努める。

学校との連携・協力をさらに強化するため、調べ物学習用図書の充実や「長期貸出」等を行い、学校図書館向けの新刊図書館リスト等の作成を行う。学校司書、ボランティア団体に研修を行い、学校図書館の活性化を支援する。図書館見学や職場体験の受け入れを通じて、図書館が身近なものになるように努める。

子どもの読書活動を推進するには、ボランティアの方々の存在が欠かせない。引き続きボランティアの活動支援、研修会、情報交換などを行い、連携・協力関係を強化する。

- (1) レファレンス、調べ学習、読書相談に積極的に対応する。
- (2) ヤングアダルトコーナーを充実させるとともにホームページ上で推薦図書の紹介を行う。
- (3) 今後も移動図書館車の巡回及び貸出文庫によって市内全域へのサービス提供に努める。
- (4) 創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会をつくる。
- (5) 子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催する。
- (6) 他市町村の図書館、学校、幼稚園、保育所、児童文化センターなどの子ども読書活動に関わる関連施設との情報交換及び連携を行う。
- (7) 今後も学校図書館に対して、リクエスト貸出及び長期貸出について、新鮮かつ豊富な資料を提供できるよう努めるとともに、研修会などにおいて人的支援を行う。
- (8) 近年、急速に普及している「電子書籍」を読書活動の推進に活用について調査・研究を行う。
- (9) 施設のユニバーサルデザイン化に努める。
- (10) 今後も点字図書、大活字本、録音図書等の多様な図書の整備を行う。

### 1.2.2 児童文化センターにおける読書活動の推進

- (1) 言葉や心を育てる「絵本とわらべうた」を実施し、親子がふれあいながら楽しむ読書環境づくりに取り組む。
  - ア 「えほんとわらべうた」毎週水曜日実施する。
  - イ 「お話会」月3回程度実施する。
- (2) 読書ボランティアと連携して、「おはなし会」を実施する。
  - ア 主催事業「おはなしひろば」毎月第3土曜日実施。
  - イ 共催事業「おはなしのへや」毎月第2日曜日実施。  
(主催：朗読ボランティア火曜の会)
  - ウ 共催事業「だくちるおはなしかい」毎月第4土曜日実施。  
(主催：おはなしグループだくちる)
- (3) 読書ボランティア育成と保護者への読書活動啓発のため、読み聞かせ講座を実施する。
- (4) 希望する団体に本を選書し、団体貸出を行うとともに保育士及び保護者に読書への関心の啓発を図る。
- (5) 学校等に移動図書館車の巡回による本の提供を行う。
- (6) 毎月「としょしつだより」を発行し、新刊情報や読書に関わる情報を提供する。
- (7) 館内において、学校等の希望団体へ「おはなし会」を随時実施している。
- (8) 大人を対象とした絵本やおはなしを楽しむ会を開催する。
- (9) 6か月児健康診査時に行われる、ブックスタート事業の支援として、保護者を対象に絵本の読み聞かせや、絵本を通じたふれあいの大切さについて啓蒙を図る。
- (10) 児童、生徒の施設見学やガイダンス開催及び中学生や高校生を対象とした職場体験の受入れを行っている。
- (11) 引き続き妊婦対象とした「おはなし会」を実施し、家庭での読書環境づくりの啓発を図る。
- (12) 市立学校の学校図書館司書研修会に参加協力を行う。

### 1.2.3 なかよし学級（放課後児童クラブ・学童保育）における読書活動の推進

- (1) 週1回から2回程度、指導員による読み聞かせを実施する。
- (2) 児童文化センターの団体貸出を利用し、読書環境の充実に努め、児童の読書への興味関心を高めるとともに読書の機会を提供する。
- (3) 市立図書館等と連携して情報交換や研修の機会を設け、職員の資質の向上に努める。

#### 1.2.4 公民館における読書活動の推進

- (1) 地域で活動している読み聞かせサークルの方や鳥取県の子ども読書アドバイザーによる読書活動の支援を行う。
- (2) 子どもたちへの読み聞かせを継続し、子ども読書活動の大切さを啓発するとともに読書の習慣化に向けて努める。
- (3) 蔵書数の不足については、市立図書館の移動図書館車による巡回や児童文化センターの団体貸出により補う。

※ 公民館の図書室は、子どもが本を借りることができる場所であるが、蔵書数、延床面積、図書室の運営方法などが29の公民館により異なっている。それ故、上述は、一般論であり、サービスの提供内容は、公民館により異なる。

#### 1.2.5 子育て支援センターにおける読書活動の推進

- (1) 絵本の読み聞かせや絵本の読み方の紹介を継続し、親子が絵本やお話しを楽しむ機会を提供する。
- (2) 子育てサークルの定例会等に出かけて、出前の絵本の読み聞かせ・パネルシアター・大型紙芝居を行う。
- (3) 子どもたちへの読み聞かせを継続して、子ども読書活動の大切さを啓発する。
- (4) 市立図書館の移動図書館車による巡回サービスの支援を受け、蔵書数の不足を補う。

#### 1.3 学校における子どもの読書活動の推進

学習指導要領改訂により、情報を使う力である情報リテラシーの育成が求められていることから、学校全体として子どもの読書活動に取り組む必要がある。

学校図書館の活性化を図るために保護者や地域のボランティア等と連携を強化などにより、魅力ある学校図書館づくりを進める。さらに、市立図書館と学校図書館の連携・協力を深め、小・中学校で「朝の読書活動」や「授業中での図書館利用」を実施する。また、学校図書館の読書環境の整備や蔵書構成の充実に努める必要がある。子どもの読書習慣の確立を推進する。

- (1) 「朝の読書」は、1日の始まりの読書により学習への気持ちの切り替えなど、さまざまな効果があることが認識されているので、すべての小中学校で実施する。
- (2) 「朝の読書」の時間や休憩時間を利用して、読書ボランティアによる読み聞かせを行う。
- (3) 市立図書館から学期単位で貸出を受けた図書を「朝の読書」などに活用する。

- (4) 「子どもの読書週間」や「読書週間」に合わせてイベントを行うなど、子どもたちの活動によって読書活動が活性化させる。
- (5) 市（組合）立学校の学校同士で、情報交換を常に行い、図書館運営の活性化に努める。
- (6) 市（組合）立全小・中・特別支援学校に配置されている司書教諭や学校図書職員に対する研修を行い、能力の向上を図る。

### 3 子どもの読書活動に関わる人材の育成

子どもたちが、自主的に読書活動を行うためには、子どもの読書活動に関わるさまざまな大人たちの理解や協力が必要不可欠である。

市立図書館や学校等の読書活動の担い手の育成や読み聞かせを实践できる読書ボランティアの育成に努める。

- (1) 学校図書館法では、12学級以上の学校に司書教諭を必ず配置することになっているが、米子市では、すべての市（組合）立学校に学校図書職員を配置しているので、今後も継続して配置する。
- (2) 学校図書館に関わる司書教諭、学校図書職員は連携して、学校図書館の運営にあたり、随時行われる研修会に参加するなどして、能力の向上を図る。
- (3) 読書ボランティアは、子どもの読書活動推進において重要な役割を担うとともに、地域における読書活動の一つの柱として、行政や他の団体と連携した活動を行う。

### 4 子どもの読書活動推進への理解・普及啓発

子どもの読書活動の推進に関しては、家庭、地域、学校など、子どもを取り巻く大人たちが、子どもの読書活動の意義や重要性を理解することが重要である。

子どもの読書活動に関して、社会の関心と理解を深めることが求められる。

- (1) 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」などに合わせ、市立図書館で、イベントを開催する。
- (2) 子どもの読書活動の推進に関しては、保護者や子どもを取り巻く大人たちへの周知を行う。

## 資料 1

### 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 資料2 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日 法律第91号

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。